令和８年（フ）第５１５５号
大阪市都島区都島中通１丁目16番15号　ミリオンハウス　403号、前住所大阪市都島区都島本通３丁目13番28号　コーポアイリス401号
債務者　小森　春奈（旧姓岡本）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０９号
大阪府大東市北条３丁目17番53号　楠公園住宅２棟103号
債務者　北川友里亜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３８号
大阪市浪速区恵美須西２丁目７番８―1005号
債務者　堺　　友和
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３６６号
大阪市北区中崎西３丁目３番35号　絆梅田403号室
債務者　横田　秀二
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４５１号
大阪府高槻市堤町13番13号　メゾンフルール205号
債務者　仲泊　　功
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４５２号
大阪府守口市佐太中町６丁目６番６号
債務者　原　　健介
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７１号
大阪府茨木市水尾２丁目２番20号の８　フェニックス水尾　303号
債務者　冨永　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５０９号
大阪市淀川区十三東５丁目２番28号　フレンドリー十三東　203号
債務者　藤田　　真
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８０号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ２―1006号
債務者　髙畑　静美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６１８号
大阪府寝屋川市中神田町22番６―203号
債務者　吉村　広行
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８３号
福岡県久留米市長門石２丁目９番65号
債務者　江頭　公香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市吉井町直谷1166番地12　直谷コーポ202
債務者　吉元　忠貴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番３―405号
債務者　中野　慎哉
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６９号
青森県三沢市淋代６丁目116番地2713号
債務者　細越　　渉
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第７６号
青森県十和田市西二十三番町34番12号　山内貸家３号
債務者　佐々木　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第９９６号
仙台市宮城野区燕沢１丁目22番37号　シティハイツ６―101
債務者　中田　朋大
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３５号
仙台市太白区長町２丁目12番７―403号
債務者　高橋　光明
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係